

2015 年度冬季の政府の節電の取組について

平成 27 年 10 月 30 日

内 閣 官 房

「2015 年度冬季の電力需給対策について」（平成 27 年 10 月 30 日電力需給に関する検討会合決定）に基づき、政府においては、以下の対応を行うこととする。

（１）基本的な方針

2015 年度（平成 27 年度）冬季の電力需給は、いずれの電力会社においても電力の安定供給に最低限必要な予備率 3%以上を確保できる見通しであるが、これは、国民各層による節電の定着*¹を前提としている。

そこで、政府においては、以下の（２）（３）の取組を含む節電対策に率先して取り組むことにより、現在定着している節電の取組の確実な実施を図り、節電協力要請期間・時間帯*²の使用最大電力の抑制に努める。

* 1 2010 年度（平成 22 年度）最大電力比で以下の数値を見込んでいる。これらは節電を行うに当たっての目安となる。

北海道電力	▲5.9%	東北電力	▲2.1%	東京電力	▲7.8%
中部電力	▲2.8%	関西電力	▲3.8%	北陸電力	▲1.9%
中国電力	▲1.3%	四国電力	▲4.8%	九州電力	▲2.8%

* 2 2015 年（平成 27 年）12 月 1 日（火）から 2016 年（平成 28 年）3 月 31 日（木）まで（12 月 29 日（火）から 31 日（木）までを除く。）の平日の 9 時から 21 時まで（北海道電力及び九州電力については 8 時から 21 時まで）。

(2) 節電に係る具体的取組

具体的な節電の取組事項については、昨冬の各府省における取組や「冬季の節電メニュー（事業者の皆様）」（平成 27 年 10 月経済産業省）を参考にしつつ実施する。

(3) 独立行政法人、公益法人及び地方公共団体への取組の波及

独立行政法人及び公益法人については、所管府省から、昨冬の各府省における取組や「冬季の節電メニュー（事業者の皆様）」（平成 27 年 10 月経済産業省）を参考にしつつ使用最大電力の抑制を実施するよう要請する。

また、地方公共団体に対し、上記「冬季の節電メニュー（事業者の皆様）」を参考にしつつ使用最大電力の抑制を実施するよう奨励する。